

令和8年5月20日

四万十市長 山下 元一郎 様

四万十市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 曾根 寧之



行政情報の非公開決定に係る審査請求に関する諮問（令和7年度諮問第6号）について（答申）

令和8年3月27日付け7四総第352号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 第一 審査会の結論

四万十市長（以下「実施機関」という。）が令和8年2月26日付けで行った行政情報非公開決定（7四企第463号）は、妥当である。

### 第二 審査請求の経過

- 1 令和8年2月16日、審査請求人は、実施機関に対し、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和8年2月26日、実施機関は、条例第11条第3項の規定により、行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和8年3月16日、審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、条例第15条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和8年3月27日、実施機関は、条例第17条の規定により、本件審査請求について、四万十市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 5 令和8年4月3日、実施機関は、四万十市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年四万十市条例第2号。以下「審査会条例」という。）第8条の規定により、弁明書を提出した。
- 6 令和8年4月21日、審査請求人は、審査会条例第8条の規定により、実施機関の弁明書に対する反論書を提出した。
- 7 令和8年4月28日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、審査請求人及び実施機関の職員から意見を聴いた。

### 第三 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、概ね次のように主張している。

## 1 審査請求書における主張

四万十市は、京都看護大学四万十看護学部の開学に向け、市所有の土地・建物を無償貸与する土地・建物使用貸借契約（以下「本件契約」という。）を学校法人京都市育英館（以下「学校法人」という。）と締結していた。大学誘致断念に伴い、本件契約の解約協議において、学校法人との合意を得たとする協議記録（以下「本件契約の解約に関する協議記録」という。）を「行政文書不存在」とした処分について、以下の理由により審査請求を行うものである。

### (1) 「行政文書不存在」処分と起案文書決裁との矛盾

本件契約の解約に関する市の起案文書（以下「本件起案」という。）において、「見解の相違から合意を得ることが困難となっていたが、度重なる協議により合意を得ることが出来た」と明記されている。「度重なる協議」が行われ、その結果として「見解の相違」が解消されたのであれば、その協議内容や合意条件は、公金の適正な管理という観点から、当然に記録・保存されていなければならない。

### (2) 公金支出（約6億円）に対する説明責任の欠如

本件契約の対象となる物件には、施設整備費として合計約6億円（補助金2.5億円、公共工事3.6億円等）もの多額の公金が投じられている。本件契約第11条（原状回復義務）及び第12条（損害賠償義務）に基づけば、解約時にこれらの多額の損失をどのように清算するかは、市にとって最重要の検討事項である。この清算協議の記録が「不存在」であることは、市の意思決定過程の合理的な検証を可能とする文書管理規程や事務執行基本規程に反するものであり、組織的な隠蔽を疑わざるを得ない。

### (3) 行政手続きの不自然性

本件起案文書には市長、副市長、財政課長が押印している。これほど高額な公金が絡む事案の「合意の根拠」を確認せずに決裁を行うことは、行政実務上あり得ない。記録が存在しないのであれば、決裁自体が根拠を欠いた不適切なものであったことになり、存在するにもかかわらず「不存在」としているのであれば、情報公開制度を形骸化させる違法な運用である。

## 2 反論書における主張（趣旨が審査請求書と重複する部分については省略）

市は、令和7年5月13日に学校法人を相手に裁判所に訴状を提出している。これに対し、学校法人は、令和7年8月12日、反訴状を提出し「令和5年3月23日に契約解除に応じたのは、市長との間で、お互い要した費用や損害は請求しない意向を確認した」から応じたと記載されている。学校法人が、裁判所に契約解除に合意した過程を明示していることは、市側にもその過程を記した電磁的記録やメモがないはずがない。ないとするのに虚偽の疑念がある。

また、処分庁は、該当する行政情報を探索した結果、不存在であったため、非公開通知したもので、問題はないと主張しているが、起案文書には、必要に応じて起案の理由、及び経過を明らかにする資料を添えることが文書管理規程に規定されており、文書には電磁的記録も含まれているとある。本件起案は、文書管理システムで処理しており、関係部局（財政課）との

合議もされている。起案に付随する電磁的記録や合議過程の記録を容易に特定可能なはずであり、探索を尽くしているとはいえない。

更に、大学誘致の施設整備のため、約6億円の公金が投じられた案件に於いて、処分庁は「契約違反でないから清算条項に当てはまらない」と弁明しているが、対象物件に投じた多額の公金をどう扱かについて「度重なる協議」をしていた事実は、市民に対する説明責任を伴うものである。文書が存在しないことを理由に、協議過程を一切不明にしたまま、市長が合意解除を認めることは、行政が都合により「だんまり」する、または、「記録を作らなければ公開しなくて済む」という脱法的な運用を許すことになり、情報公開条例が目的とする「市政に対する市民の理解と信頼」を覆す行為となる。

#### 第四 実施機関の主張要旨

実施機関は、概ね次のように主張している。

##### 1 弁明書における主張

本件処分は、令和8年2月16日に請求人から提出のあった情報公開請求書について、公開請求する行政情報内容に該当する行政情報を検索した結果、不存在であったため、本件条例第11条第3項に基づき行政情報を非公開とし通知したものであり、本件処分の判断について何ら問題はないと考える。

##### 2 意見陳述における主張

本件契約の解約に関する学校法人との協議については、双方の担当職員同士が主に電話で口頭のやり取りを行っており、協議の内容をまとめた協議録などは作成していないと、当時の担当職員に確認をしている。また、当時の所管課が作成した紙ベースのファイルや電子データの保存フォルダを確認したが、本件契約の解約に関する協議記録は不存在であった。

#### 第五 審査会の判断

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「市民の知る権利として、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保障することにより、市政への参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

##### 2 本件審査請求について

本件請求は、審査請求人が、本件契約の解約に関する協議記録の公開を求めたものである。これに対し、実施機関は、「行政情報不存在」として本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件起案において、「見解の相違から合意を得ることが困難となっていたが、度重なる協議により合意を得ることが出来た」と明記されており、「度重なる協議」が行われ、その結果として「見解の相違」が解消されたのであれば、その協議内容や合意条件は、公金の適正な管理という観点から、当然に記録・保存されていなければならない、などの主張から、本件審査請求を行ったものである。

### 3 本件審査請求に係る行政情報の存否について

本件処分は、本件請求に係る行政情報について、実施機関が「行政情報不存在」として非公開決定を行ったものであることから、審査会においては、当該行政情報が存在するか否かについて検討する。

審査請求人は、本件契約の解約に関する協議記録が不存在であることについて、①協議内容や合意条件は公金の適正な管理という観点から、当然に記録・保存されていなければならない。②不存在であることは、市の意思決定過程の合理的な検証を可能とする文書管理規程や事務執行基本規程に反するものであり、組織的な隠蔽を疑わざるを得ない。③記録が存在しないのであれば、決裁自体が根拠を欠いた不適切なものであったことになり、存在するにもかかわらず「不存在」としているのであれば、情報公開制度を形骸化させる違法な運用である。と主張しているが、本件請求に係る行政情報の存在を裏付ける具体的な根拠を示すものではない。

一方、実施機関は、過去の学校法人との協議記録を確認したが、本件契約の解約に関する協議記録と判断できる記録は存在していなかったと主張している。

審査会としては、審査請求人の主張、実施機関の主張に基づき検討を行ったところ、本件請求に係る行政情報について、審査請求人の主張を肯定することにつながるような事実を認めることができない以上、合理的な根拠もなく、実施機関の主張を覆す判断を行うことはできないと判断する。

よって、審査請求人が公開を求める本件請求に係る行政情報は、存在しないと認めるのが相当である。なお、審査会は、本件請求に係る行政文書が不存在であることの当・不当を判断するものではないことを、念のため申し添える。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

### 5 結論

以上のことから、審査会は、本件処分については妥当であるとの結論に達し、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。